

# I はじめに

---

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、車いす利用の障害者が逃げ遅れたり、聴覚障害者に災害情報が伝わらなかつたなど、災害時の障害者支援のあり方が問題となつたため、障害者団体からの強い要望に応じ、改正障害者基本法において、国と自治体に障害者の状況に応じた防災対策を義務付ける規定が新たに盛り込まれました。

平成 25 年 6 月には災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられるなど、国・県・市町において、災害対策の強化が図られているところです。

本県においては、障害の種別や程度に配慮した防災対策の積極的な取組みを推進するため、障害当事者からの意見（ニーズ）を反映した災害対応や平時の備え等を整理した「愛媛県災害時障害者支援の手引き」を平成 25 年 2 月に作成しました。また、平成 28 年度からは、災害時や緊急時等に障害者が支援や配慮を求めていることを意思表示し、障害特性に応じた支援や配慮を受けることができるよう、県下で統一的に「ヘルプカード」が導入されます。

これらの国・県・市町の災害対策の強化の取り組みを踏まえ、今回、「愛媛県災害時障害者支援の手引き」を改訂しました。

